

西宮市住宅宿泊事業法施行細則

沿 革

令和2年7月14日 規則24号

(趣旨)

第1条 この規則は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）及び西宮市住宅宿泊事業法施行条例（平成29年西宮市条例第70号。以下「条例」という。）の実施のため、住宅宿泊事業法施行令（平成29年政令第273号）、住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号）、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成29年国土交通省令第65号）及び厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省令第117号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(周辺住民等への事前説明)

第2条 条例第4条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 届出に係る住宅の所在地
- (2) 住宅宿泊事業の開始予定日
- (3) 廃棄物の運搬又は処分を委託する場合にあつては、その旨
- (4) 火災等の緊急事態が生じた場合の対応方法
- (5) 周辺住民等からの意見又は問合せに応じる者の商号、名称又は氏名及び連絡先
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 条例第4条第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 届出に係る住宅の敷地又はその敷地境界から15メートル以内の範囲に存する建物の占有者
  - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めて指定する者
- (適正な運営の確保)

第3条 市長は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため、届出住宅の所在地を公表するものとする。

2 市民は、住宅宿泊事業が適正に運営されておらず、又はそのおそれがあると思料するときは、市長に対し、その旨を申し出ることができる。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

付 則（令和2年7月14日西宮市規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。